

II 履修等に関する事項

※青色表示部分が該当項目(成績評価)です。

大学院社会文化科学研究科の履修等に関する事項等については、「岡山大学大学院社会文化科学研究科規程」に定められているとおりです。規程は必ず通読してください。

1 博士前期課程修了要件及び授業科目の履修

(1) 修了要件

博士前期課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学し、指導教員の指導により、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、社会文化科学研究科博士前期課程の行う学位論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、同課程に1年以上の在学をもって修了することもできます。

(2) 授業科目の履修

博士前期課程で開設している授業科目、単位数等は、「岡山大学大学院社会文化科学研究科規程」別表1「授業科目及びその単位数」に記載のとおりです。

ただし、研究科教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがあります。

① 課程修了に必要な単位は、次の基準によります。

ア 社会文化基礎学専攻、比較社会文化学専攻、公共政策科学専攻

所属専攻の授業科目のうちから16単位以上(所属講座の授業科目のうちから8単位以上を含む)、合計30単位以上を修得すること

イ 組織経営専攻

所属専攻の必修科目16単位と選択科目(他専攻の授業科目を含む)14単位以上、合計30単位以上を修得すること

② 講義及び演習

履修に際しては、講義科目の重複履修はできませんので注意してください。演習科目は内容により重複履修ができるものもあります。重複履修の可否については、シラバスを参照してください。

③ 共通科目及び特別に開講された授業科目

専攻開講ではないので、所属専攻の授業科目には含まれませんが、修了要件の30単位には含まれます。

④ 履修計画

授業時間割、学生便覧及びシラバス等に基づき、指導教員の指導を受けて履修計画を立ててください。

2 博士後期課程修了要件及び授業科目の履修

(1) 修了要件

博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学し、指導教員の指導により、12単位(講義6単位(所属講座の講義科目のうちから2単位以上を含む。))、演習6単位(指導教員及び副指導教員の演習)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、社会文化科学研究科博士後期課程の行う学位論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。

ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、同課程に1年以上の在学をもって修了することもできます。

(2) 授業科目の履修

博士後期課程で開設している授業科目、単位数等は「岡山大学大学院社会文化科学研究科規程」別表2「授業科目及びその単位数」に記載のとおりです。

ただし、研究科教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがあります。

① 授業科目の開設

学問的に専門化された分野を考究するだけでなく、自己の学問的基盤を広げ、かつ広く社会を見わたせる視野と応用能力を備えた人材を養成するため、自己の属する専門分野とは異なる分野の授業科目も履修することができます。

② 授業科目の種別

A類 指導教員の所属する講座の授業科目のうちから、選択する科目

B類 上記以外（他の講座・研究科）の授業科目のうちから選択する科目

③ 課程修了に必要な単位は、原則として次の基準によります。

ア 講義について

A類から 2～6単位

B類から 0～4単位

イ 演習について

演習 6単位

合計 12単位

④ 履修計画

ア 学生便覧及びシラバス等に基づき、主たる指導教員及び副指導教員の指導を受けて履修計画を立ててください。

イ 履修する授業科目の合計単位数は、原則として12単位とし、それを超えないこと。

【講義】

A類、B類を合計して6単位とし、原則として1年次、2年次にわたり履修すること。

A類2単位以上を必修とし、他の4単位はA類、B類のいずれでもよい。

【演習】

主たる指導教員及び副指導教員の演習を6単位履修すること。

同名の演習1と2は引き続き履修することが望ましい。

ウ 履修計画表の作成に当たり、前記により難い特別の事由があるときは、主たる指導教員を通じて研究科長に申し出ること。

【シラバス】

授業科目のシラバスは、以下のURLに掲載していますので、各自、確認してください。

http://kymx.adm.okayama-u.ac.jp/hp/contents/syllabus_link.html

3 履修登録及び単位の認定等

(1) 履修登録

履修計画に基づき、学年の始めの指定された期間（履修登録期間）に、前期、後期分を一括して履修登録をしてください。履修登録は大学内に設置されているパソコンから、Web入力により行います。

Web入力URL：http://kymx.adm.okayama-u.ac.jp/hp/index.html

「在学生のためのキャンパスライフ」→「学務システム」

履修登録をした当日には、履修登録エラーの表示は画面に表示されないため、翌日以降に、Web画面で自分の履修登録状況及びエラー内容を確認してください。履修登録エラーがあった場合は、必ず履修登録期間内に自分で修正をしてください。また、履修登録期間終了後、掲示により、履修科目変更期間をお知らせしますので、修正がある場合は、履修科目変更願（所定様式）により、大学院係まで申請してください。

博士前期課程集中講義科目については、具体的な日程が確定次第、掲示によりお知らせしますので、指定された期間にWeb入力により履修登録をしてください。

① 履修登録遅延者

履修登録期間内に履修登録をしなかった場合は、履修が認められません。ただし、授業担当

教員が認めた場合は、履修登録願（任意様式：学生本人の理由書に指導教員の意見書を添付したもの）を提出し、教育委員会です承された場合にのみ履修が認められます。

② 履修科目変更願提出遅延者

履修科目変更期間内に履修科目変更願を提出しなかった場合は、履修変更が認められません。ただし、授業担当教員が認めた場合は、履修科目変更願（任意様式：学生本人の理由書に指導教員の意見書を添付したもの）を提出し、教育委員会です承された場合にのみ履修変更が認められます。

(2) 単位修得の認定

各授業科目の単位修得の認定は、試験または研究報告により担当教員が行います。

上記にかかわらず演習の授業科目については、平素の成績により、単位の修得を認定することがあります。

(3) 到達目標・成績評価

社会文化科学研究科における到達目標・成績評価は、次のとおりです。

① 授業の到達目標と成績評価については、担当教員が、社会文化科学研究科の理念・目標及び専攻の理念・目標に沿った上で、授業科目の特性に応じた到達目標を設定し、それを基に成績評価基準を決め、その基準にしたがって成績評価を行います。

② 到達目標は、担当教員が社会文化科学研究科及び専攻の理念・目標を踏まえて、授業の特性に応じ重点的に評価する項目を設定するものであり、シラバスに明示します。

③ 成績評価基準は、到達目標に対する到達度をはかるものであり、シラバスに明示します。

④ 成績の評価は、シラバスに明示した成績評価基準にしたがって厳格に行い、優、良、可、修了、認定及び不可の評語をもって表します。

優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）を合格、不可（59点以下）を不合格とします。ただし、必要と認める場合は、優、良、可の評語に代えて、修了又は認定とすることがあります。

なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の必須の資料を欠く場合については不可とします。

⑤ 担当教員は、成績評価に関する学生の説明要求に対して、適切に対応しなければならない。

(4) 入学前の既修得単位の認定

本研究科に入学する前に、本学又は他大学の大学院（外国の大学院を含む。）等において修得した授業科目は、博士前期課程は10単位を、博士後期課程は4単位を限度として修了の要件となる単位として認定することができます。認定を受けようとするときは、入学した年度の指定された期日までに、既修得単位認定願（所定様式）により大学院係で申請手続きをしてください。

(5) 他大学の大学院の授業科目の履修

他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）の授業科目の履修を希望するときは、履修許可願（所定様式）により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。履修した単位は、博士前期課程は10単位を、博士後期課程は4単位を限度として、修了の要件となる単位として認定することができます。

他大学の大学院の授業科目の履修を希望する者は、他大学との協議に時間を要しますので、すみやかに大学院係で手続きを行ってください。

(6) 他大学の大学院等における研究指導

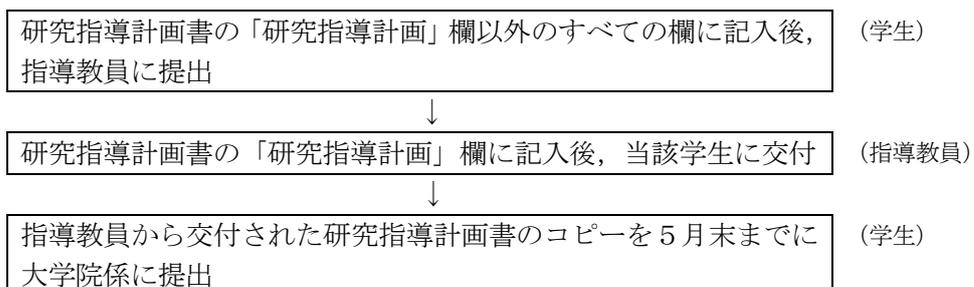
他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、研究指導許可願（所定様式）により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許

可を得なければなりません。受けた研究指導は、修了の要件となる必要な研究指導としてみなされます。なお、許可期間は1年以内です。

他大学の大学院での研究指導を受けることを希望する者は、他大学との協議に時間を要しますので、すみやかに大学院係で手続を行ってください。

(7) 研究指導計画

各学年の始めに、指導教員が「研究指導計画書」(別紙様式)を学生に交付します。学生は各自で研究計画を立て、以下の要領に従って、指導教員から交付された「研究指導計画書」のコピーを5月末までに大学院係に提出してください。



Ⅲ 学位論文及び最終試験の審査等

1 博士前期課程

社会文化科学研究科博士前期課程の行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、「修士」の学位が授与されます。

(1) 研究報告書の提出資格審査の申請

特定の課題についての研究の成果の審査により修士の学位の授与を受けようとする場合は、当該研究の成果（以下「研究報告書」という。）の提出をもって修士論文の提出に代えることができます。研究報告書を提出しようとする学生は、指定した期日までに提出資格審査を受けなければなりません。提出時期については、掲示でお知らせします。

提出資格審査を願い出る者は、次の書類を指導教員に提出してください。

1 研究報告書提出資格審査願（所定様式）	1部
2 研究報告書内容の要旨（所定様式）（和文の場合1,200字程度、欧文の場合2,400字程度）	3部

(2) 学位の申請

学位の授与を受けようとする学生は、所定の学位申請書に次の各号に定める書類を添えて、大学院係に提出してください。

1 学位申請書（所定様式）	1部
2 学位論文又は研究報告書	4部
3 学位論文の要旨又は研究報告書の要旨（所定様式）	4部

学位申請書及び書類の提出時期は、3月授与者については1月25日午後5時15分まで、9月授与者については6月25日午後5時15分までです。ただし、当日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合は、その翌日の午後5時15分までとし、連休となる場合は、最終休日の翌日の午後5時15分までとします。

(3) 審査及び最終試験

学位論文の審査及び最終試験は、学位審査委員が実施します。

2 博士後期課程

社会文化科学研究科博士後期課程の行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、「博士」の学位が授与されます。

(1) 予備審査の申請

学位の授与を受けようとする学生は、指定した期日までに予備審査を受けなければなりません。予備審査を願い出る者は、次の書類を大学院係に提出してください。

1 学位論文予備審査願（所定様式）	1部
2 学位予備論文（和文の場合28,000字程度、欧文の場合は56,000字程度）	5部
3 学位予備論文の要旨（所定様式）（和文の場合2,000字程度、欧文の場合は4,000字程度）	5部
4 学位予備論文の概要（所定様式）（和文の場合400字程度、欧文の場合は800字程度）	5部
5 業績目録（所定様式）	5部
6 履歴書（所定様式）	5部
7 その他参考となる論文等	各1部

学位論文予備審査願及び書類の提出時期は、3月授与者については10月1日午後5時15分までとし、9月授与者については4月1日午後5時15分までとします。ただし、当日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合は、その翌日の午後5時15分までとし、連休となる場合は、最終休日の翌日の午後5時15分までとします。

(2) 学位の申請

予備審査に合格した者で学位の授与を受けようとする学生は、所定の学位申請書に次の各号に定める書類を添えて、大学院係に提出してください。

1	学位申請書（所定様式）	1部
2	学位論文	7部
3	学位論文の要旨（所定様式）	7部
4	学位論文の概要（所定様式）	7部
5	業績目録（所定様式）	7部
6	履歴書（所定様式）	7部
7	その他参考となる論文等	各1部

学位申請書及び書類の提出時期は、**3月授与者については12月25日午後5時15分までとし、9月授与者については5月25日午後5時15分までとします。**ただし、当日が休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合は、その翌日の午後5時15分までとし、連休となる場合は、最終休日の翌日の午後5時15分までとします。

(3) 審査及び最終試験

学位論文の審査及び最終試験は、学位審査委員が実施します。

3 学位の審査基準と付記する専攻分野

1. 修士の学位の認定基準

- 1) 論旨と内容が独創的であること。内容が従来の研究のまとめや整理である場合には、その方法や視角の設定に新しさがあること。
- 2) 創意を支える論証が確かであること。
- 3) 使用した資料は提出者が収集したものであること。
使用した資料が従来のものである場合は、その分析が斬新であること。

2. 修士の学位に付記する専攻分野

- 1) (文化科学) は、文化共生・人間共生・地域共生・異文化交流・異文化理解・共生社会の構築に関する新しい複合的・学際的な視点の研究に付与する。
- 2) (文学) (法学) (経済学) は、文学・法学・経済学の各学問分野で行われる伝統的な研究に付与する。
- 3) (経営学) は、経営学や会計学分野の研究に付与するもので、欧米のMBAに対応する。
- 4) (学術) は、文学・法学・経済学の各学問分野で行われる伝統的な研究や共生・異文化交流に関わる研究の枠に収まらない新しい複合的・学際的な視点の研究に付与する。

3. 前期課程の専攻と修士の学位に付記する専攻分野の関係

	社会文化基礎学専攻	比較社会文化学専攻	公共政策科学専攻	組織経営専攻
(文化科学)	○	○	×	×
(文学)	○	○	×	×
(法学)	○	○	○	×
(経済学)	○	○	○	○
(経営学)	×	×	×	○
(学術)	○	○	○	×

4. 修士論文に代わる研究報告書とその水準

- 1) 前期課程入学段階で後期課程に進学して博士号取得の意思を有する学生には、5年一貫教育の利点を活かすために、修士論文に代わる研究報告書の提出を認めることができる。
- 2) 修士(経営学)の学位請求についても、修士論文に代わる研究報告書の提出を認めることができる。
- 3) 研究報告書の審査は、厳格に行い、これをもって修士論文の審査に代えることができる。

5. 博士論文の審査基準

- 1) 自立した研究を行う能力や高度の専門的業務に必要な能力を有すると認められる内容であること。
- 2) 論旨が従来の研究のまとめや整理ではなく、独創的であること。
- 3) 創意を支える論証が確かであること。
- 4) 当該研究の属する分野における国内外の学会等に発表して、その論評に耐え得ること。
- 5) 使用した資料は提出者が収集したものであること。使用した資料が従来のものである場合は、その分析が斬新であること。

6. 博士の学位に付記する専攻分野

- 1) (文化科学) は、文化共生・人間共生・地域共生・異文化交流・異文化理解・共生社会の構築に関する新しい複合的・学際的な視点の研究に付与する。
- 2) (文学) (法学) (経済学) は、文学・法学・経済学の各学問分野で行われる伝統的な研究に付与する。
- 3) (学術) は、文学・法学・経済学の各学問分野で行われる伝統的な研究や共生・異文化交流に関わる研究の枠に収まらない新しい複合的・学際的な視点の研究に付与する。